

東京家庭裁判所委員会議事概要

平成17年3月29日（火）に開催された家庭裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

- 1 日 時 平成17年3月29日（火）午後3時から午後5時00分まで
- 2 場 所 東京家庭裁判所大会議室（19階）
- 3 出席者

(1) 家事関係委員（五十音順）

東京家事調停協会長	遠藤敦子
東京都女性相談センター所長	木川幸子
東京都社会福祉協議会福祉部長	中村孝一

(2) 少年関係委員（五十音順）

東京少年友の会理事長	大石忠生
国立大学法人千葉大学大学院専門法務研究科教授	後藤弘子
東京都知事本局青少年育成総合対策推進本部 青少年育成総合対策担当部長	白石弥生子
東京保護観察所観察第二課長	西瀬戸伸子
愛光女子学園長	村井信子
東京地方検察庁刑事部長	吉田統宏

(3) 学識経験者等委員（五十音順）

NHK放送文化研究所主任研究員	坂井律子
元共同通信社編集局総務兼関東総局長	中原鐵治

(4) 弁護士委員

東京弁護士会所属 弁護士	堀川末子
第一東京弁護士会所属 弁護士	伊藤正義
第二東京弁護士会所属 弁護士	杉井静子

(5) 裁判所委員

東京家庭裁判所長	細川清
東京家庭裁判所家事部所長代行	石田敏明

東京家庭裁判所少年部所長代行 八 木 正 一

(6) その他

首席家庭裁判所調査官 鶴 岡 健 一

家事首席書記官 碓 井 久 雄

少年首席書記官 矢 野 孝 則

事務局長 中 山 利 典

総務課長 今 村 彰

総務課課長補佐 後 藤 健 司

(7) 説明者

東京家庭裁判所家事第六部総括判事 秋 武 憲 一

東京家庭裁判所家事首席書記官 碓 井 久 雄

4 議事

- 東京家庭裁判所長あいさつ
- 新委員自己紹介
- 委員長転出に伴う新委員長の選出

委員長代理が議長として司会進行し、家庭裁判所規則第6条1項により、各委員の互選により、細川清東京家庭裁判所長が委員長に選出された。

その際、弁護士委員から、家庭裁判所委員会は広く国民の知恵を裁判所の運営に反映させるため設けられた機関であり、諮問をする裁判所の長が諮問を受ける機関の長になるのはふさわしくない、という意見が出された。これに対し、家事関係委員、学識経験者等委員及び少年関係委員から、各委員との調整や事務局との調整のことを考えると、他の委員には委員長の業務の遂行が困難であること、家庭裁判所の所長が委員長になることにより家庭裁判所のいろいろな問題をバランスよく取り上げることができること、家庭裁判所長が委員長を勤めることになったとしても委員長の票は他の委員と同じ1票であり議決権に差異はないとの意見が出され、裁判所委員から、家庭裁判所からの諮問に答申する場合には、委員長代理に議長をお願いすることで足りるのではないかという意見が出された。

- 人事訴訟事件の運用状況について

(1) 人事訴訟事件担当判事から、東京家庭裁判所における、①人事訴訟事件担当部とその構成員について、②人事訴訟の法廷等の設備について、③事件の受理

件数とその推移について、④事件の審理方法について、⑤参与員制度の運用状況について、⑥家庭裁判所調査官による事実調査について、⑦今後の課題について、それぞれ説明がなされた。

(2) 委員からの質問、意見により、概ね次のような協議がなされた。

ア 少年関係委員から、人事訴訟部で取扱う保全事件についての質問に対し、民事保全法による保全事件で、その内容は、離婚に伴う慰謝料請求権及び財産分与請求権を被保全権利とする仮差押えの申立てが多いこと、妻が居住しているマンションが売りに出されるということで、処分禁止の仮処分の申立てもあったが、大半が仮差押えの申立てであると説明がされた。

イ 家事関係委員から、人事訴訟を地方裁判所が担当してきたときと比較して国民にとってどこが良くなったのかとの質問に対し、事件を判決によって解決するのは地方裁判所でも家庭裁判所でも同じだが、地方裁判所に比べ家事調停手続の利用に便があること、子の親権、監護養育の問題について家庭裁判所調査官の調査を利用することができるようになり、より丁寧な審理や話し合いが行われるようになっていること、審理の迅速性については、現時点では、東京地方裁判所よりスピードアップしていることを示す客観的データはなく、家庭裁判所調査官に調査命令を発した場合には地方裁判所より余計に審理に時間を要することになると思われるが、内容が充実していることなどについて説明がされた。

ウ 弁護士委員から、人事訴訟移管による家事調停手続の形骸化は起きていないかとの質問があり、移管前に心配したほどの調停手続の形骸化は起きていないと説明がされた。

エ 少年関係委員から、子どもの問題について参与員が関わる基準の有無について質問があり、親権者をどちらにするのがいいのかについて争いのある事案であれば、参与員を指定している旨説明がされた。

オ 調停が前置されているのに、訴訟になってから事件を調停に戻すことがあるのはなぜか、との質問に対し、訴訟になってから話し合いがまとまると和解で終わることが多いが、子どもの問題を含めてもう少し話を詰めていくのが適当な事件、調停委員や家裁調査官を含めて調整を図る必要のある事件は、訴訟を中断して家事調停に付すことがあること、例えば、親の土地に夫婦で

建物を建てたが、夫婦が離婚の裁判をされていて、親も交えてすべて解決しなければならない場合は、和解では処理が困難であり、一度家事調停に戻して親との問題も含めて広く解決するということがあると説明がされた。前に調停をしているときに、なぜ解決ができなかったのか、との更なる質問に対し、調停の段階は、離婚そのものが争われると、他の争点について調停での調整をきちんとやらないまま不成立になることがある、と説明がされ、また、裁判所委員から、当事者は、調停段階では、まだカッカしており、時間が経ってから冷静になっていくということもある、と説明がされた。

カ 少年関係委員から、調停時に関与した家事調停委員をその後の人事訴訟事件の参与員に指定することはあるか、との質問に対し、人事訴訟事件担当判事から、そのような指定をすることはない旨説明がされた。

キ 委員の中で、参与員として関与した人から、守秘義務に反しない範囲で、人事訴訟事件に関与した感想が述べられた。

ク 人事訴訟事件担当判事から、参与員を指定した事件について、現実に証拠調べが終わってから参与員と意見交換を行ったところ、あまり担当裁判官と異なる意見であることが多く、裁判官の感覚は一般の市民感覚から遊離しているものではないことを確認し、さらに自信を持った旨の感想が述べられた。それに対し、少年関係委員から、参与員の意見と裁判官の意見が違うときは、どういうやりとりを裁判官と参与員との間で行うのか、という質問がされ、参与員制度は、参与員から裁判官が意見を聴くことが重要であり、意見交換のための話し合いはするが、参与員を説得するようなことはしないこと、しかし、どうして参与員がそのように思ったのかを改めて自分なりに検討することについて説明がされた。

ケ 弁護士委員から、参与員制度は、裁判員制度と並び国民による司法参加の制度の目玉であり、司法制度全体を国民の側にも参加する意識とか積極的に関わっていかうという意識を持たせるといった教育的な配慮という意味からも、もっと活用してもらいたいと要望が述べられた。

○ 家事相談について

(1) 家事相談について、家事首席書記官から、家事相談は、申立方法の選択のアドバイスをする家事受付相談という位置づけであるとの説明をした上で、①家

事相談制度の沿革について、②相談事務の流れについて、③家事相談の限界について、④東京家庭裁判所における家事相談の運用状況について、⑤相談担当者の苦労話について、⑥相談担当者に対する苦情について、それぞれ説明がされた。

(2) 概ね次のとおり質疑応答がされた。

ア 弁護士委員から、相談担当者は現職の裁判所書記官、家裁調査官かという質問がなされ、現職以外にも、業務委託による元職員による家事相談を行っている旨説明がされた。

イ 家事関係委員から、相談は予約制かどうか、苦情の統計はあるかについて質問がなされたところ、予約制ではなく、相談コーナーに発券機があり、その券を取って待合室で待っていただき、番号を呼ばれたらブースに入って相談を受けるという流れであること、苦情の統計は取っていない旨の説明がされた。

○ 次回のテーマについて

(1) 委員長から、本日協議を行う予定であった次のテーマについては、次回を行うことについて提案がなされ、了承された。

ア 改正少年法の運用について

イ 保護者会について

(2) 委員長から、他に次回委員会に協議するテーマについて委員に意見を求めたところ、裁判所委員から、次回テーマのうちの「保護者会について」は、保護者の会の運用を含めた少年の保護的措置全般について裁判所側から説明し、その上で協議いただくこととしたいとの提案がなされ、了承された。その他に協議すべきテーマについての意見は出されなかった。

○ 次回期日について

次回は7月6日（水）午後3時から東京家庭裁判所大会議室で開催することと決定された。